

さんぽ代行契約書

_____ (以下、甲とする)とさんぽ代行ワンスマイル(以下、乙とする)との間で甲の所有するペットのさんぽ代行サービス(以下、サービスとする)契約を次の通り締結する。

(契約の期間)

第1条 _____年 _____月 _____日より1年間とする。

2. 期間満了日の30日前までに申し出がないときには、さらに1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

(料金について)

第2条 サービス当日、お預かりまでに現金にて支払う。

(キャンセル料について)

第3条 当日2時間前までのご連絡があった場合には発生しないものとする。

2. 前払いがある場合で、乙の都合及び悪天候等でサービスが提供できない場合には相当額の返金もしくは日程の変更にて対応する。
3. サービス開始後に乙の判断でペットの体調等を考慮しサービス中止する場合には返金には応じないものとする。

(鍵のお預かり・保管・返却について)

第4条 鍵はペットの送迎目的にのみ使用する。

2. 手渡しにて預かり証と交換で行う。

(緊急時の対応)

第5条 緊急連絡先を明確にし、サービス中は常に連絡を取れるようにする。

2. ペットに異変が見受けられた場合速やかに甲に連絡をとり指示を仰ぐ。

3. 乙が必要と判断した場合は獣医師への受診を行う。
4. 前項(3)の場合で申込書に記載の指定病院への搬送が困難と乙が判断した場合は当院にて診察する。
5. 診療にかかった費用、交通費等の実費は甲の負担とする。
6. 既往症および注意点に関してはすべて申込書に記載することし、変更があった場合も随時、乙に報告することとする。

(契約の解約)

第6条 甲または乙は、本契約の有効期間いつでも1ヵ月前に予告し、本契約を解約することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、次に該当する場合はいつでも文書による予告なしにこの契約を解約することができるものとする。

① 甲または乙が、契約の遂行に関する事柄について、相当の期間を定めて是正を催告したにも関わらず期間内に是正が行われない場合。

② 申込書に虚偽告知または告知をしなかったことが発覚した場合。

(免責事項および損害賠償請求等について)

第7条 乙はサービス遂行に際し万全を期しておりますが、自然災害等の不可抗力および不慮の事故によるペットの逸走、怪我、死亡の場合には損害賠償および慰謝料のご請求には応じられません。

2. 甲による当日の体調等についての告知もれ、また申込書および同意書にて告知しなかったことに起因する事故については甲の責任とする。

3. 鍵の閉め忘れ等、乙による過失があった場合には甲へ速やかにご報告する。

4. 第 4 条に定めた以外の甲指定の方法にて受渡しを行う際の鍵紛失トラブルについて乙は免責とする。

5. 甲が不在中におきた家財等の盗難など犯罪・事件について乙は免責とする。

(秘密の保持)

第8条 甲および乙は、本契約中ならびに本契約終了後においても、本契約を履行する過程で知り得た情報を第三者に洩らさないものとします。

2. SNS等への掲載許可については申込書にて確認するものとする。

(協議について)

第9条 本契約に定めのない事項、又は本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

(合意管轄)

第10条 本契約に基づく訴訟については、山口地方裁判所宇部支部を第一審の管轄裁判所とする。

本契約の証として本契約書2部作成し、記名押印の上1通ずつ保有する。

契約に際し申込書および同意書に甲は署名捺印し、乙にて保管することとする。

年 月 日

甲：住所：

氏名：

印

乙：山口県宇部市上宇部404-4

さんぽ代行ワンスマイル 印